

(2685)

## 平成 19 年版 パーフェクト宅建 基本予想問題

【法改正・正誤のお知らせ】

平成 19 年 6 月 27 日

(株)住宅新報社

法律・資格図書編集部

TEL. 03-3504-0361

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
P500 基本ルール 上 5 行目	相続等の居住用財産の買換え特例	削除
P508 基本ルール 上 5 行目	2. 相続等の居住用財産の買換え特例	削除 (以下、3.4.を、それぞれ2.3.とする)

【正誤】 上記書籍に、以下のような正誤が見つかりましたので、ご訂正ください。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正						
P18 基本ルール 表中 「錯誤」の欄	原則、無効(例外、無効)	原則、無効(例外、 <b>有効</b> )						
P28 肢①、②、③、④ 上 2 行目(4箇所)	～善意であるCは、A～	～善意であるCは、 <b>B</b> ～						
P29 肢④ 上 2 行目	本人Aが追認するまでの間は、	本人 <b>B</b> が追認するまでの間は、						
P69 肢① 攻略 Point 上 3 行目	～現実に引き渡せない契約は～	～現実に引き渡せば契約は～						
P94 基本ルール	<b>「2. 秘密証書遺言」と「3. 公正証書遺言」の解説が逆</b>							
P95 肢① 攻略 Point 上 1 行目	(遺言の撤回を含む)	(遺言の撤回を含む)						
P128 肢④ 上 1 行目	～滅失した場合、借地人は、解約等の申入れができる。	～滅失した場合、 <b>地主</b> は、解約等の申入れができる。						
P159 肢① 上 1 行目	～譲渡人Aから債務者Cにしな ければならず、	～譲渡人Aから債務者 <b>B</b> にしな ければならず、						
P340 基本ルール 図中	<table border="1"><tr><td>保証協会</td></tr><tr><td>⑨通知↑ ↓⑩納付</td></tr><tr><td>宅建業者</td></tr></table>	保証協会	⑨通知↑ ↓⑩納付	宅建業者	<table border="1"><tr><td>保証協会</td></tr><tr><td>⑨通知↓ ↑⑩納付</td></tr><tr><td>宅建業者</td></tr></table>	保証協会	⑨通知↓ ↑⑩納付	宅建業者
保証協会								
⑨通知↑ ↓⑩納付								
宅建業者								
保証協会								
⑨通知↓ ↑⑩納付								
宅建業者								

P366 基本ルール 表中 7 を追加	6.	ローンのあっせんの内容と不成立のときの措置	×	×
	7.	<b>瑕疵担保責任の履行に関する措置</b>	×	×
	8.	その他国土交通省令で定める事項	○	○
P367 肢①上 3 行目、 及び肢③上 2～3 行目	35 条 1 項 12 号、同法施行規則 16 条の 4 の 2 第 1 号)。	35 条 1 項 <b>14</b> 号、同法施行規則 16 条の 4 の <b>3</b> 第 1 号)。		
P383 欄外右下	正解④	正解②		
P406 基本ルール 未完成物権の欄	代金の額の 1/10 以下、かつ、 1,000 万円以下	代金の額の <b>5/100</b> 以下、かつ、 1,000 万円以下		
P414	肢①	AはDより 160 万円、	Aは <b>C</b> より 160 万円、	
	肢③	AはCより 160 万円、	Aは <b>D</b> より 160 万円、	
P415 解説 下 1 行目	(宅建業法 48 条 1 項、	(宅建業法 <b>46</b> 条 1 項、		
P427 肢① 上 2 行目	(宅建業法 66 条 1 項・5 項)	(宅建業法 66 条 1 項 <b>5 号</b> )		
P428 基本ルール 上 5 行目	・事務停止処分を行うことが～	・事務 <b>禁止</b> 処分を行うことが～		
P465 肢③ 攻略 Point 上 1 行目	再調達減価が適切に～	再調達 <b>原価</b> が適切に～		